平成２９年（フ）第５６７９号
大阪府東大阪市吉田８丁目２番33号　コーポヒロ　203号
債務者　西尾　友恵
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７６１号
大阪府東大阪市花園本町２―11―37―303、住民票上の住所大阪府東大阪市菱江５丁目14番９号
債務者　伊達　真美
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７９２号
大阪市西区九条１丁目４番19―506号、前住所兵庫県宝塚市山手台西４丁目13番７―202号
債務者　速水　真凜
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０３号
沖縄県うるま市字安慶名361番地２　レオパレス安慶名106号室
債務者　鈴木　康宏
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２１３号
沖縄県沖縄市胡屋１丁目５番65号　昭和産業ビル402号室
債務者　儀間　太一
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２１４号
沖縄県沖縄市胡屋１丁目５番65号　昭和産業ビル402号室
債務者　儀間知那美
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第９０号
北海道旭川市東旭川町上兵村133番地の47
破産者　青木　宏佳（旧姓後藤）
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０３号
北海道天塩郡天塩町新地通５丁目320番地の２
破産者　吉田　敏春
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１５号
北海道旭川市東光６条２丁目３番７号　サニーハイツ62　201号室
破産者　梅坪　真弓
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６号
茨城県水戸市見和３丁目616番地の１　県営会神原アパート７－３－３
破産者　佐谷　　浩
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２１４８号
神奈川県茅ヶ崎市萩園3191番地５
破産者　荏本　幸明
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６４号
川崎市高津区末長１丁目42番23号　ロイヤルハイム　202
破産者　栗原惠美子
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８５号
京都市右京区太秦桂ケ原町19番地、前住所滋賀県大津市萱野浦24番50―209号
破産者　高崎　文雄
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４５６号
京都市右京区梅津畚原町18番地７　レオパレスアルモニ１番館303
破産者　山上　康洋
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７６８号
京都市右京区梅津開キ町30番地
破産者　猶本　雅之
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７６９号
京都市右京区梅津開キ町30番地
破産者　猶本　美紀
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７８０号
京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地　３棟303号
破産者　平塚　勝美
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係